

京都市消防局訓令乙第8号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成30年10月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第9条の見出し中「文書の」を「文書送送機関,」に改め、同条第1項を次のように改める。

達及び指令については当該文書を送送する機関（以下「文書送送機関」という。）の名称及び記号を、局達及び監督庁への許認可の申請その他重要と認められる文書については記号を付するものとする。

第9条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 達及び指令を送送する場合において、文書送送機関の名称が記号に用いる課等の名称と同一のときは、記号を省略するものとする。

第9条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の文書送送機関の名称は、当該文書の差出人が京都市長にあつては「京都市」、京都市消防長にあつては「京都市消防局」、消防署長にあつては当該「署名」とする。

附 則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)